

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第1号

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和41年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)
第2条 <省略>	第2条 <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。 (1) 市長直轄組織 <u>防災安全課</u> の所管に属する事項	3 総務生活委員会の所管事項は、次のとおりとする。 (1) 市長直轄組織 <u>危機管理課</u> の所管に属する事項 (2) <u>市長直轄組織まちづくり協働課</u> の所管に属する事項 (3) <u>市長直轄組織シティプロモーション課</u> の所管に属する事項 (4) <u>経営戦略部</u> の所管に属する事項 (5) <u>行政管理部</u> の所管に属する事項 (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略> (10) <省略> (11) <省略> (12) <省略>
(2) <u>企画部</u> の所管に属する事項	
(3) <u>総務部</u> の所管に属する事項	
(4) <省略>	
(5) <省略>	
(6) <省略>	
(7) <省略>	
(8) <省略>	
(9) <省略>	
(10) <省略>	

<u>(11)</u> <省略>	<u>(13)</u> <省略>
4 <省略>	4 <省略>
5 都市活力委員会の所管事項は、次のとおりとする。	5 都市活力委員会の所管事項は、次のとおりとする。
(1) <u>経済文化部</u> の所管する事項	(1) <u>地域振興部</u> の所管する事項
(2)及び(3) <省略>	(2)及び(3) <省略>
6 <省略>	6 <省略>

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。